

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ひだまり（以下「本会」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員等 理事、監事及び評議員をいう。
- (2) 常勤理事 理事のうち、本会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員 役員等のうち常勤理事以外の者をいう。
- (4) 報酬 社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与其他職務執行の対価として受ける利益をいう。ただし、費用弁償とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用弁償 職務遂行に伴い発生する交通費、宿泊費等をいう。ただし、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤理事で本会の職員を兼務し、職員給与が支給されている者に対しては、報酬は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席する場合は、非常勤役員に準じて報酬等を支給する。

(報酬額の算定方法)

第4条 常勤理事に対する報酬の額は、別表1に定めるとおりとし、理事会において決定する。

- 2 非常勤役員に対する報酬の額は、別表2に定めるとおりとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 報酬等は現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(費用弁償の支給方法)

第6条 役員等がその職務の執行にあたり負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支給するものとし、必要に応じて概算払いの方法により支給することができる。

- 2 常勤理事には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は職員の賃

金規程第 12 条の規定に準ずる。

- 3 非常勤役員等が、法人業務のため出張したときは、旅費規程に準じて出張旅費等を支給することができる。

(報酬等の支給日)

第 7 条 常勤理事の報酬は、毎月 25 日に支給する。なお、支給当日が金融機関の休日にあたるときは、その前日に支給する。

- 2 非常勤役員等の報酬等及び常勤理事の費用弁償は、業務終了後、速やかに支給する。

(報酬等の日割り計算)

第 8 条 新たに常勤理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤理事が退任、または解任により、その職を離れたときは、その前日までの報酬を支給する。

- 3 月の中途における就任、退任、または解任の場合の報酬額は、その月の現日数を基礎として日割によって計算する。

- 4 第 2 項の規定に関わらず、常勤理事が死亡したときは、その月まで報酬を支給する。

(端数の処理)

第 9 条 この規程により、計算金額に 1 円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50 銭以上 1 円未満の端数については、これを 1 円に切り上げる。

(公表)

第 10 条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項第 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第 11 条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経なければならない。

(委任)

第 12 条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めるものとする。

付 則

- 1 この規程は、令和元年 10 月 1 日から施行する。(※令和元年 9 月 27 日評議員会・決議)
- 2 役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程は、廃止する。

別表1（第4条関係）

役職名	報酬額
常勤理事	月額 900,000 円 以内

別表2（第4条関係）

(1) 理事

区分	報酬額
理事会等への出席	日額 5,000 円
法人・施設業務のための出勤	日額 10,000 円

(2) 監事

区分	報酬額
理事会等への出席	日額 10,000 円
監査指導（監事会含む）	日額 20,000 円

(3) 評議員

区分	報酬額
評議員会への出席	日額 5,000 円
法人・施設業務のための出勤	日額 10,000 円